ト）料金の額の特例（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ）からへ）の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジから津田寒川インターチェンジまで	150	200	200	300	500
津田東インターチェンジから志度インターチェンジまで	250	300	350	500	850
津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	400	450	550	750	1,300
津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまで	450	550	650	900	1,500
津田寒川インターチェンジから志度インターチェンジまで	100	150	150	200	350
津田寒川インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	250	300	350	450	800
津田寒川インターチェンジから高松東インターチェンジまで	300	350	450	600	1,000
志度インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	150	150	200	250	450
志度インターチェンジから高松東インターチェンジまで	200	250	300	400	700

1．［2］⑴①イ(ハ)チ）Aのうち、「ロ）及びハ）」を「ロ）、ハ）及びヘ）」に、「高松東道路」を「高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）」に、「ロ）からホ）」を「ロ）からヘ）」に改める。

1．［2］⑴①イ(ハ)チ）Bのうち、「ロ）からホ）及びA」を「ロ）からヘ）及びA」に、「四国横断自動車道阿南中村線」を「四国横断自動車道阿南四万十線」に、「四国横断自動車道内海大洲線」を「四国横断自動車道愛南大洲線」に改める。

1．［2］⑴①イ(ハ)リ）のうち、「ロ）及びハ）」を「ロ）、ハ）及びヘ）」に改める。

1．［2］⑴①イ(ハ)ヌ）A(C)のうち、「ト）及びチ）」を「ト）、チ）、リ）及びヌ）」に改める。

1．［2］⑴①イ(ハ)ヌ）Bのうち、「関門トンネルの集中工事に伴う料金調整」及び「高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の集中工事に伴う料金調整」を削る。

1．［2］⑴③のうち、（注２）を次のとおり改める。

（注２）A区間とは、京都市伏見区向島大黒（起点）から京田辺市松井までの区間を、B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間を、C区間とは、交野市星田北から門真市大字蕪島までの区間をいう。

1．［2］⑴⑮に次のとおり加える。

ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日までとする。

1．［2］⑵②ロ(ロ)のうち、「平成23年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

1．［2］⑵のうち、㉔から㉗を削り、㉓を㉗に、㉒を㉖に、㉑を㉕に、⑳を㉓に、⑲を㉒に、⑱を⑳に、⑰を⑲に、⑯を⑱に、⑮を⑰に、⑭を⑯に、⑬を⑮に、⑫特別区間等における割引を⑬特別区間等における割引(I)に、⑪を⑫に、⑩を⑪に、⑨を⑩に、⑧を⑨に、⑦を⑧に、⑥を⑦に、⑤を⑥に、④を⑤に改め、③の次に次のとおり加える。

④　地方部上限割引

イ　割引をする自動車

⑴①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）並びに別添６のうちA、B及びCに掲げる各高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行を除く。）全自動車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路並びに延岡南道路においては、別添１－１に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ　割引率等

(イ)　普通区間等

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）の料金の額並びに別添６のうちA及びBに掲げる各高速道路の料金の額を合算した額又は別添６のうちCに掲げる各高速道路の料金の額のそれぞれについて次表の額（単位：円）を超える場合は、当該区間に係る料金の額を次表の額とし、次表の額を超えない場合には、当該区間に係る料金の額を⑴に定める料金の額とする。

ただし、(ロ)を適用する場合を除く。

軽自動車等	普　通　車
1,000	2,000

(ロ)　普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、⑴に定める料金の額を上回る場合には、⑴に定める料金の額と同額とする。

A　（ａ×（ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150）×ｔ＋Ｐ＋Ｐ'1

※ただし、上記式において、（ａ×（ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150）×ｔに50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

B　a'L'2 R'2×ｔ＋Ｕ＋Ｐ'1

※ただし、上記式において、a'L'2 R'2×ｔに50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)　上記式においてａ、a'、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'1、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2、ｔ及びＵは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

a'　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：⑴①イ(ロ)イ）Ｂに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）